

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) スポーツ基本法の改正に伴い「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変更されたため、「国体準備室」の名称を「国民スポーツ大会準備室」に改める。
- (2) 学びの県づくりの拠点である図書館の企画機能を強化するため、総務課と企画協力課を統合して総務企画課とし、次長の名称を副館長に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日施行

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「総務課、企画協力課」を「総務企画課」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同項第3号中「他課」を「資料情報課」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 企画、運営及び広報に関すること。
- (3) 市町村立図書館との連絡調整に関すること。
- (4) 読書の啓発及び読書組織の育成に関すること。

第27条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附則第3項の見出しを「（国民スポーツ大会準備室）」に改め、同項中「第82回国民体育大会」を「第82回国民スポーツ大会」に、「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に改める。

別表第8の図書館の項中「次長」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|-----|----|-----|-----|-----|---|----|----|----|-----|-----|-----|
| <p>(略)</p> <p>第4節 図書館</p> <p>(略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第27条 県立長野図書館に、その事務を分掌させるため、<u>総務企画課及び資料情報課</u>を置く。</p> <p>2 <u>総務企画課</u>は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 庶務及び会計に関すること。</p> <p>(2) <u>企画、運営及び広報に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市町村立図書館との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>読書の啓発及び読書組織の育成に関すること。</u></p> <p>(5) 県立長野図書館協議会の庶務に関すること。</p> <p>(6) <u>資料情報課</u>の所管に属さないこと。 (削除)</p> <p>3 資料情報課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>(国民スポーツ大会準備室)</u></p> <p>3 スポーツ課に、当分の間、第42回北信越国民体育大会、<u>第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務</u>をつかさどらせるため、<u>国民スポーツ大会準備室</u>を付置する。</p> <p>(略)</p> <p>(別表第8) (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">教育機関に置く職及び職務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">左欄</th> <th style="width: 33%;">中欄</th> <th style="width: 33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 左欄 | 中欄 | 右欄 | (略) | (略) | (略) | <p>(略)</p> <p>第4節 図書館</p> <p>(略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第27条 県立長野図書館に、その事務を分掌させるため、<u>総務課、企画協力課及び資料情報課</u>を置く。</p> <p>2 <u>総務課</u>は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 庶務及び会計に関すること。 (新規)</p> <p>(2) 県立長野図書館協議会の庶務に関すること。</p> <p>(3) <u>他課</u>の所管に属さないこと。</p> <p>3 企画協力課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>企画、運営及び広報に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市町村立図書館との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>読書の啓発及び読書組織の育成に関すること。</u></p> <p>4 資料情報課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>(国体準備室)</u></p> <p>3 スポーツ課に、当分の間、第42回北信越国民体育大会、<u>第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務</u>をつかさどらせるため、<u>国体準備室</u>を付置する。</p> <p>(略)</p> <p>(別表第8) (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">教育機関に置く職及び職務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">左欄</th> <th style="width: 33%;">中欄</th> <th style="width: 33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 左欄 | 中欄 | 右欄 | (略) | (略) | (略) |
| 左欄 | 中欄 | 右欄 | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | |
| 左欄 | 中欄 | 右欄 | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | |

| 改 正 案 | | | 現 行 | | |
|------------|-----|-------------------|------------|----|-------------------|
| 図書館 (略) | 館長 | 館務の掌理及び所属職員の指揮監督 | 図書館 (略) | 館長 | 館務の掌理及び所属職員の指揮監督 |
| | 副館長 | 館長の職務遂行の補佐及び館務の整理 | | 次長 | 館長の職務遂行の補佐及び館務の整理 |